

大阪市告示第985号

次の施設について、大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月17日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立芸術創造館	令和6年9月2日（月）

（経済戦略局文化部文化課）